

公益社団法人日本食品衛生学会
役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条第13号」という。）及び公益社団法人日本食品衛生学会（以下「この法人」という。）の定款第28条（報酬）の規定に基づき、この法人の役員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の役員の報酬等は定款第28条の規定に基づき無報酬とする。ただし、外部理事及び外部監事に対しては、理事会及び監査業務への出席ごとに1万円を支払うことができる。

(費用)

第4条 この法人は、役員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

〈改正〉

第5条 この規程の改正は、社員総会の決議を経て行う。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

2019年5月28日改訂

2025年5月30日改訂